政治社会哲学「第三の道」を考える

株式会社慶應学術事業会
代表取締役副社長
茂木　愛一郎

１．はじめに

いま「第三の道」というと、前には聴いたことがあるが最近聴かなくなった言葉という印象を持たれる方が多いのではないかと思う。かつて自民党政権下、1999 年の『経済戦略会議』最終答申のなかで、日本が目指すべきこれからの社会の青写真として、「アングロ・アメリカン・モデルでもヨーロピアン・モデルでもない、日本独自の第三の道ともいうべきもの」が取り上げられたことがあった。自民党ながら小泉首相のリーダーシップのもと、このようなビジョンがでてくることはなくなっている。

「第三の道」の言葉を何と言っても有名にしたのは、英国首相のトニー・ブレアである。「第三の道」は、1997 年の英国総選挙において労働党が政権を取ったときの思想的なバックボーンであり、21 世紀に向けた政治社会哲学として旧来の社会民主主義と新自由主義を乗り越えるものとして提唱されたものである。今日、ブレアの政治家としての相対的凋落が「第三の道」の価値を貶めている面もあるが、前世紀 20 世紀において繰り返し議論とされてきた自由の問題や資本主義・市場主義と社会主義の対立の問題を検討し、今後のあるべき社会を構想している点からみて、「第三の道」は今日大いに検討されるべき政治社会哲学と考える。ただし、ここで重要なのはその哲学の内容であり、「第三の道」という言葉が想像させるものではないことをお断りしたい。

以下では、「第三の道」の思想をその原点に戻って確認し、見直しが進む福祉国家観の検討などを行いながら、今日それをまとまった形で提唱しているロンドン・スクール・オブ・エコノミックス（LSE）前学長の社会学者アントニー・ギデンズの所論に従ってみていくこととしたい。

２．「第三の道」の系譜

資本主義の現実と社会主義の理想を調和させることを目的とした、いわば「第三の道」を求める思想の動きは、19 世紀末まで遡ると言われている。ローマ教皇レオ 13 世は 1891 年にローマンカトリック教会に発した回勅（レールム・ノヴァールム（新しき事態））において、資本主義の発展のもとで経済的不平等の極度の進展や悲惨な労働者階級の状態を直視するとともに、一方でその解決策の筈の社会主義が人間のもつ妬み・嫉みを基本原理に置くことを喝破し、それが本質的に人間性の否定に繋がる幻想にしか過ぎないとの警鐘をならしていた。その内容はいわば「第三の道」思想の嚆矢というべきものであった。

その後社会思想としては、1920 年代、自由・市場主義の立場からも、社会主義の立場からも、

それぞれの主義に基づく経済社会の運営に限界があるものとして、新しい路線を探る運動が出て来ていた。ミーゼスやハイエクを代表とする自由主義の展開は 1920 年代に始まっており、シカゴ学派などを通して新古典派経済学の思想的基盤となった。また、フライブルグ大学を中心としたオイケン、レープケ、エアハルトのグループには、市場が有効に機能するためには、それをはぐくみ育てる必要があるという、限定的であるが今日的な「第三の道」に共通する思想が見いだされる。

一方、社会主義サイドにも、戦後ハンブルグ大学を中心に自由社会主義の展開がみられ、ドイツ社会民主党をマルクス主義から絶縁させる契機となった。このなかには、蔵相を勤めたカール・シラーや英国に移ったダーレンドルフなどが含まれる。そこでは、ミクロでは市場経済が原則とされるが、マクロでは政府の計画的干渉が要請される。また北欧における福祉国家の運営も、広い意味でこのような社会民主主義の原則によって運営されてきていたといえよう。また両陣営に対し鋭い批判を展開したフランクフルト左派にはホルクハイマー、アドルノやハバーマスがいるが、マルクス思想を重要な部分に据えながらも、旧ソ連型の社会主義からは完全に離反した哲学であった。

1970 年代の東欧改革派に、「第三の道」（Der Dritte Weg）という言葉をはっきり表現したチェコスロバキアのシクがいる。シクは、１）企業での勤労者の経営参加、２）民主的なマクロ経済計画の導入、３）市場の承認と機能強化など社会主義体制内での改革を主張した。これらの体制内改革派は、後年ハンガリーのコルナイなどによって批判的に乗り越えられていくことになる。

このように自由・市場主義にも、社会主義にも、従来のものとは違う変革の主張がなされてきていた。これら中道の経済社会思想は、1960 年代、1970 年代の混合体制にあった西側の「福祉国家」的経済運営に溶け込んでいったとみることもできる。しかし西側諸国において、「第三の道」論が再び注目されてくるのには、1980 年代の新保守主義革命の嵐を通り過ぎてから後のことである。

３．新保守主義革命とその後

マーガレット・サッチャーが 1979 年に英国首相となり、破綻に瀕した国家を建て直すべく新保守主義による改革（労働組合の既得権排除、規制緩和、民営化）を推し進めた意義は確かに大きい。米国においても、保守主義者のレーガンが 1981 年大統領となっている。新保守主義の勃興は、1970 年代初頭のオイルショックによって先進国から産油国への所得移転が起こり、福祉国家運営の経済的基盤が破綻したにも拘わらず、政策の責任にあった従来の保守主義者や社会民主主義者らがその危機に対し手を拱いていたことに由来している。英国だけに限っても、サッチャー改革は英国経済の活性化に大いなる寄与を示した。しかし一方で所得格差の拡大、公的教育・医療の荒廃という副作用を招いている。サッチャーの観点からすれば、「機会の均等」は重要でも「結果としての所得分配の不平等」はあって当然であり、公的教育や医療の負担は必要最低限

に止められるべきものであった。その意味で、副作用は予期せぬどころか、意図的にもたらされたとも言えよう。英国選挙民は、サッチャーが政権を去って7年後、サッチャリズムを継続したメイジャー政権に引導を渡し、1997年5月ブレアの率いる労働党政権を誕生させている。

４．新しい「第三の道」とは何か

英国において18年ぶりに政権を奪回した労働党のブレア首相は、自らの政策路線を「第三の道」と称し、行き過ぎた自由放任主義の弊害を是正し、市場経済における政府の役割を再構築するとともに、社会の構成員相互間の連帯意識を取り戻そうとする政策を打ち出した。ブレアがその政策の裏づけとして用いたのが、社会学者アントニー・ギデンズの提唱してきていた「第三の道」の政治社会哲学であった。

ギデンズは、その著書「第三の道」（The Third Way）のなかで、「第三の道」とは社会民主主義と新自由主義や保守主義を止揚する第三の政治理念であるとしている。しかし、新しい「第三の道」に至るのには、乗り越えなければならない現代の社会民主主義が抱える5つのジレンマがあったという。

これらのジレンマとは、①グローバル化の進展、②新しい個人主義の拡大、③左派か右派かという区分、④政策形成、政治のあり方、⑤環境問題への対応、に関わっている。

（1）　グローバル化の進展

グローバル化は、1980年代に進んだ通商・産業・金融面の規制緩和や情報通信技術の革新によって急速に広まった現象であり、特に後者の技術革新は人類に不可逆的な影響をもたらしている。これは従来からの国民国家という概念を空洞化させ相対化させる契機となった。

（2）　新しい個人主義の拡大

福祉国家がもたらした物質的な豊かさによって階級意識が後退、個人主義が社会全体に覆い始めているという現実がある。新しい個人主義は一層自己中心的（いわゆる「ミーイズム」）となり、その伸張は社会民主主義が掲げる「連帯」意識の希薄化を進めてきたといってよい。政治に対しても醒めた無関心の姿勢が目立ち、旧来からの社会民主主義の支持基盤は先細りとなってきていた。経済的な満足が概ね達成されたことによって、自己実現や自己表現を図ることの意味が重要になってきているという社会意識の変化がその背後にある。

従来型の社会民主主義は、政府が中心となって社会の一体化を進めたという意味で、集団主義的な側面をもっていた。しかし、伝統やしがらみから離れて、個人選択の自由が定着した現代社会では、権威は弱体化する。集団主義を否定した「第三の道」の政治では、個人と共同体の関係を再構築し、権利と義務のあり方を見直すことが求められていた。

（3）　左派か右派かという区分

政治はすべからく、左派か右派か、立場の旗幟を鮮明にすべきものなのだろうか。戦後の英国にあっては、労働党政権下の主要産業の国有化、サッチャー時代の民営化と大きな振れを示した

事態もあったが、保守党政権下にあっても福祉国家形成の枠組みから大きく外れることはない政策運営が行われてきていた。サッチャー時代を除き左右の政権下にあっても大きな違いはなかったと言ってよい。サッチャーによる新自由主義革命とも称すべきパラダイム変換の後となってみれば、ブレア政権の政策はサッチャー時代の政策プログラムの大部分を継承して新味がないと揶揄される始末となっている。いまでも左右を分かつ分水嶺があり得るのだろうか。

（4）　政策形成、政治のあり方

政策形成や政治のあり方はどうなのだろうか。民主主義の手続きに変化が必要なのではないか。行政府と議会の関係はどう考えたらよいのだろうか。社会民主主義においては、政府の役割が重視され大きな政府となりがちであった。今日、行政の効率化がどの国でも検討の対象とされるが、特に社会民主主義のもとでは公共目的のために効率が犠牲になってきた面が強い。今後、いわゆる New Public Management（NPM）の導入が進むにつれて、行政のみならず政治のあり方にも変化が起こってくるだろう。NPM では究極として政権当事者、即ち政治家の政策責任が重くなるし、選挙民との一層の緊張関係が生まれてくることになる。政治と行政において、結果に対する責任（responsibility）のとり方、第三者を意識した報告義務としてのアカウンタビリティ（accountability）のあり方が重要となるからである。

（5）　環境問題への対応

環境問題への対応は、左派、右派とも遅かった。新自由主義者は、環境問題に対して知的怠慢にも近い態度を示し、せいぜい市場メカニズムを通じた問題の「内部化」による解決という楽観論をとる場合が多い。一方、社会民主主義者も、技術信奉に基づく楽観論や雇用重視の生産第一主義がとられてきたといってよい。表面的には環境重視をうたいながらも政策プログラムのなかで具体的な対策を示すことには億劫であった。「緑の党」の運動が強かったドイツや北欧での早い取り組みは例外的であった。

５．「第三の道」が答えるもの

前節で挙げた５つのポイントはそれぞれに関連し合っている。特にグローバル化と環境問題は相互に、そして全体にもっとも影響を与える要素である。これらが、社会システムの変化や個人の事実認識の変化を通じ個人領域に影響を与え、再び社会にフィードバックされていくことになる。以下、「第三の道」が示す５つの問題への解答を順にみていくことにしたい。

（1）　グローバル化を奇貨として

グローバル化と国家主権の問題を考えてみよう。そこには環境保全や麻薬取締の問題、EU では地域主権と上位権限との関係など各国共通の課題が浮かび上がる。「第三の道」は、そうした国際的問題にも積極的に取り組もうとしている。自由な資本移動がアジア通貨危機を発生させたとの反省を踏まえ、新しい国際通貨制度を構築しようといった提案など、市場経済の守護者としての「政府」の役割が再び求められてきている。その場合の「政府」とは、必ずしも国民国家としての政府である必要はない。EU であればその上位機関、グローバルには世界貿易機構や IMF・世

銀といった超（supra）国家組織、即ち上部方向に授権された機関がその候補にあげられる。勿論、現行のそれら組織の有効性の検討や改革は当然に必要である。一方下部方向には、徹底した地方分権を含めて政府によって規制・監督権限や運営を委譲された民間の自主的な団体も、その役割を果たすことになる。

そこにおいて、EU の統合プロセスで重要な位置づけがなされてきた「サブシディアリティ」の原則が参考になる。「サブシディアリティ」（「補完性原理」）とは、「マクロの上位権力の発揮は、ミクロの下位組織が解決不可能な領域に止まるべきで、その機能はあくまで補完的なものでなければならない」といったローマ教会の教会行政の概念から借用したものである。これに倣って、ミクロの小さな自治権が、大きな行政単位の権限に対して原則優先するという考え方を指す。下部組織が単独で対処できることは、下部組織の自治と自決に任せ、全体目標を達成するのに必須な権限だけを上部に委ねるというものである。因みにこの補完性原理をローマンカトリック教会で徹底させることに功があったのが、上で述べた 1891 年の回勅を発した教皇レオ 13 世であったことは記憶されてよい。

グローバル化が国民国家の権限や権能を相対化してみせたことは事実である。単に国際的な対応という問題だけでなく、国内の地域と中央、政府と非政府組織の関係を再構成させる契機ともなっていることに注意しなければならない。このことは、組織体としてのガバメントの構造のみならず、機能・作用としてのガバナンスの在り様にも目を向けさせる問題である。

英国に限っていえば、グローバル化は植民地帝国形成以来の英国の性でもある。そこにはグローバル化の進展を奇貨と捉え、現行のシステムの見直しを図ろうとする英国発信の「第三の道」の性格が表れている。

（2）　新しい個人主義への対応

ギデンズの「第三の道」論では、家族関係の問題に多くが割かれている。英米では、どこでも片親（母子）世帯への対策が深刻な社会問題となっていることの反映である。個人主義の利己的性格が悲惨な形で表れてくるのが、家族の問題である。犯罪の多くも家族関係の不安定から発することは、欧米の問題だけではなくなってきている。「第三の道」は、育児に関する両性共同責任の明確化を家族の関係に提案している。離婚や片親世帯が近年増加した背景には、個人主義の伸張とともに、片親だけでも何とか子供を養育できるような、社会全体としての経済的水準の向上があげられる。結婚していれば子供の養育は両親の義務である。しかし、経済的に何とか自立できる限り、離婚や婚外出産が可能となる、また初めから結婚しないことも選択肢となってくる。そのような場合、育児は誰が果たすことになるのだろうか。このような場合にも両性間には非対称があって、経済負担や拘束時間は女性に降りかかってくる場合が現実には多い。片親世帯の場合もその大半は母子世帯である。「第三の道」では、男女の共同育児責任を明確化しようとする。このような家族関係の安定を通して、個人がより積極的な人生をおくれるようになることによって、公共性のもつ重要性の認識が深まり、社会の安定に結びつくと考える。

個人に係わる問題は、これに限ることなく、もっとも重要な部分である。ギデンズが想定する

ような個人は、後の政治のあり方とも深く関係するが、主体的に社会と関り、啓蒙され、啓蒙され続ける個人像を想定している。このあたりは、ギデンズが「社会」民主「主義者」として面目躍如たるものがある。これらの点で、いわゆる人間性に関し悲観論に立ち、社会的ダーウィニズムによらざるを得ない新自由主義者や保守主義者一般と袂を分かつところとなる。

（3）　左派と右派を分かつもの

今日でも左派と右派を分かつ分水嶺は存在するというのが、「第三の道」の立場である。従来の社会民主主義において「平等」の達成は言うまでもなく第一の目標であった。一方、新自由主義者の方は平等概念を忌避する。なぜなら平等は勤労意欲をそぎ、社会の活力低下を招くからというのがその理由である。新自由主義者たちは、「機会の平等」までは認めるが、結果の不平等については等閑視する。

しかし不平等は次ぎのような理由から望ましくない。不平等は下層階級の貧困を助長する。経済成長がさほど望めない世界では、不平等が高まれば下層階級の所得は減る。また不平等は、社会に分布する個々人の潜在的な能力を埋もれさせ社会的損失を生む。さらに不平等は社会的かつ政治的な不安定を招きかねない。さらにこのようなこともある。人は自分が得た富と地位を子供に継がせたいと考えるから、富の不平等の恒常化は、親の所得・富を使った子への先行投資を生み「機会の平等」をも危うくする。この現象は今日普遍化しつつある。これは新自由主義の主張の自己矛盾である。

ギデンズの考え方では、平等・不平等を所得格差のような量的尺度に還元するのではなく、平等とは「包含」を意味し、不平等とは「排除」を通じて表れるものと再定義する。これは画期的な概念の提示である。個人の市民権を保障し、教育、医療、保育など公共サービスの受益者としての権利を保障するのが「包含」を通じた平等の追求である。「第三の道」は何よりも教育改革を重視する。それは教育こそが人々から「排除」を取り除く決め手となると考えるからである。

ここで問題となるのは、どこまで結果の不平等を是正するか、それはいかなる犠牲を払っても達成すべきなのか、その量的な規模の問題が残る。即ち限られた資源の配分、金銭的な負担の問題が登場する。これは、次の政治という手続きの問題に繋がっていく。公平、公正な福祉をどのように追求されなければならないかという課題である。

（4）　民主主義のさらなる民主化

ギデンズによれば、「第三の道」は民主主義の一層の民主化を必要としている。なぜなら民主主義に裏づけされない政策の運営には本当の意味での権威がないからである。民主主義の手続きに関する改革は、どの国、組織もが抱える古くからの課題である。国民投票といった直接民主主義的要素の導入、比例代表制の是非など代議制度自体のオーバーホールが課題となる。新自由主義が標榜するNPMが機能する場合にもその前提がこの問題である。また、政府対非政府組織というテーマもある。非営利団体やボランティア活動を通じて相互扶助の仕組みを積極的に取り戻そうとする試みが提案されている。これは現代になって、利己的個人主義が広がってきたことだけではなく、一方で個人の中に価値の多様化が進展し、ゆとりが生まれてきたことによって可能に

なってきた面があることに注意したい。直接参加の問題は、官僚や医者・科学者など職業的専門家が致命的判断ミスを犯すことがあるという大いなるリスクを事前に回避する意味からも、公共的な意思決定に対して形式的な授権ではない、市民の直接的な意思決定への参画の必要性が求められる。

（5）　環境問題の捉え方

環境問題への取り組みとして、科学的知見が不充分であっても環境問題への取り組みを直ちに開始するべきという原則を支持する。それはドイツなどで提唱されてきた「予防原則」（precautionary principle）である。「予防原則」が常に有効なわけではない。これのみでは、環境リスクを低減できないこともあり得る。またある場合には「逆」魔女狩りになる危険性も孕んでいる。ただ、環境問題には、不可逆なプロセスが介在するという認識が重要である。後世代の立場になって現在を考えるという姿勢が求められている。即ち取り返しのつかないことがあり得るということである。また科学的知見に関しても、専門家が常に正しい判断をするとは限らない。大いなる「常識」が必要な場合がある。科学技術の進歩に伴うリスクと安全性の問題やそれに対する責任体制・リスクの取り方に関する検討が今後の大きな課題となる。このように、科学技術の功罪をわきまえた上で科学技術を相対視する視点、過去と歴史の尊重、可能な限り予防原則に則して考えながら、プラグマティックに対処するスタンスが要請されている。

6．「第三の道」とその後

このように「第三の道」とは、従来の左派が持っていた連帯、平等、社会正義といった価値観を維持しながら、同時に市場経済メカニズムの持つ資源配分機能やインセンティブ機能を重視する立場である。新自由主義者は、福祉政策の基本を機会の平等とそれを補完するセーフティーネットの設置で充分であるという立場をとる。しかし「第三の道」の福祉政策は、福祉を「リスクの共同管理」と定義した上で、「福祉国家」の創始者として知られるベバレッジが、その除去を目標にした、害悪、貧困、病気、無知、無為、不潔といった社会のネガティブな項目（ベバレッジ報告（1942 年））について、そのひとつひとつをポジティブな対応物に置き換えることと捉えている。即ち、病気を健康に、貧困を豊かさに、無知を生涯の教育に置き換えるなど、それらの増進・振興を福祉政策の柱に据える「ポジティブ・ウエルフェア国家」をギデンズは提唱する。

ただ、「第三の道」論、あるいは現在の労働党政権との関係での批判もある。例えば、これまたLSE の元学長でその後オックスフォード大学に移ったダーレンドルフは、「第三の道」にも社会民主主義と同様の権威主義、エリート主義の臭いが見え隠れする、また弱者の切り捨てがみられるという。結局、これも勝ち組みの論理ではないかというのである。さらに、人間存在にとって掛け替えのない「自由」についての真剣な議論の展開がまだみられないという。ブレアを始め主張する論者にリーダーシップへのこだわりが強いこと、一方で大衆一般には政治への無関心が広がっているという現実を加えると、甚だ危険な状態であるという。即ち、せっかく良いものを持っている「第三の道」も、途半ばに自壊してしまう危険を孕んでいるということを意味してい

る。これは、「第三の道」自体への批判ということ以上に、現在のブレアの政治姿勢の問題であるということもできる。2001 年 9 月 11 日の同時多発テロにはじまった政治思考の暗黒時代ともいうべき今日、ブレアが採ったアフガン介入、イラク戦争遂行と続く対米追随路線への評価とその支持・不支持に関しては、英国のなかでも国論を分けるイシューとなっている。これは歴史を抱えた「英国問題」でもあるが、普遍的な「第三の道」が確立した訳ではないことをも示している。

７．おわりに

「第三の道」の政治社会哲学には、今日の社会的な課題を鋭く捉えなおし、そのうえで政策的理想を求めるという、政治社会哲学としての説得力が備わっているとともに、ほとばしるような情熱が感じられないだろうか。もっとも、このような議論は既にさまざまな機会になされており、何もことさら「第三の道」と名づける程のことでもないとの論評も聴かれよう。しかし、論点を包括的に捉え、具体的に政策プログラムを提出していく作業が今日必要であると考える。

日本の構造改革の遂行にあたっても、本来議論されるべきは上で触れた 5 つの論点、特に個人主義と平等・公正の問題、民主主義のさらなる民主化の論点を踏まえたものでなければならない。冒頭に触れた『経済戦略会議』ではないが、「日本独自の第三の道」を求めて、その根幹を踏まえた議論が求められているといえよう。

19 世紀末、ローマ教皇レオ 13 世の社会回勅レールム・ノヴァールムから 100 年経った 1991 年、教会と社会の関係に関心を示し、様々な和解に実践を行った故ヨハネ・パウロ 2 世は、新しい社会回勅「ケンテースィムス・アンヌス（（1891 年の回勅から）100 年を経て）」を発表した。その内容は、過去 100 年の人類の歴史を振り返り、社会の様々な問題に検討を加え、社会と教会の関係を内省するものであった。ベルリンの壁崩壊を機に旧社会主義体制はあまりにも大きな弊害を生み出してきたことを理由に多くの地で終焉を迎えたが、資本主義もまた大きな課題を孕んでおり、その追求のみにては幻想に終わるのではないかという警鐘を鳴らすものとなっている。まさに求めるべきは「第三の道」を含めた真の改革の道筋ではないだろうか。

（本稿は、ギデンズの「第三の道」論を逸早く日本に紹介した佐和隆光氏の所論に多くを負っていること、また宇沢弘文氏が 1991 年のヨハネ・パウロ二世の回勅に多大な寄与を行っており、その所論をご教示くださったことを、多くの学恩とともに記させていただきたい。また本稿は筆者個人の見解にもとづいて書かれたもので、所属する組織を反映したものではないことをお断りします。）